

財団法人文京アカデミー資産運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人文京アカデミーの資産の運用方針及び運用手続き等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(資産の区分)

第2条 運用の対象とする資産の区分は、次のとおりとする。

(1) 基本財産

(2) 運用財産

(資産運用責任者)

第3条 資産運用責任者は、管理部長とする。

(基本方針)

第4条 資産運用の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。

(2) 運用財産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

(運用対象)

第5条 運用対象は、資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(1) 基本財産

ア 郵便貯金

イ 金融機関等への円建預金

ウ 元本保証の金銭の信託

エ 日本国国債、政府保証債、地方債

(2) 運用財産

ア 郵便貯金

イ 金融機関等への円建預金

ウ 元本保証の金銭の信託

エ 日本国国債、政府保証債、地方債

オ 公社債投資信託

2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に定めた場合は、前項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

(運用手続き)

第6条 資産運用責任者は、運用にあたっては、あらかじめ理事長の決定を受けなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成18年3月31日）から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。